

まず二十六年度の国民総生産は、五兆三千二百五十億円であったが、この総生産をつくり出すに要した費用すなわち国民総生産費と、国民総支出を対比させたものが、前掲第21表の総括勘定を構成するのである。

この国民総生産費のうち、個人の所得として分配された金額は、四兆一千九百七十億円になつており、その残余の方を図によつて辿れば、間接事業税、法人税、官公事業剰余等が図の右側の政府勘定の収入となり、法人留保分と資本減耗引当が資本勘定の総貯蓄の一部となる。

さて、右の国民総生産費のうち、個人の所得となつたものと、政府勘定からの振替支出との合計が、いわゆる個人所得四兆三千九百二十億円となる。

この個人所得とその処分を対比したものが、前掲第23表の個人勘定であるが、その処分のうち、個人税は政府勘定の収入に入り、残余の可処分所得のうち八割は、個人消費支出として国民総支出の一項目となり、またさうにその残余の一項目である個人貯蓄はさきに述べた総貯蓄の一部を構成することとなるのである。

ひるがえつて図の右側にある政府勘定は前掲第22表にあらわされているが、その収入面の一兆一千六百六十億円から、支出側の政府の財貨とサービス購入と振替支出及び補助金を控除した残りの九百八十億円が政府貯蓄であつて、これは右の総貯蓄の残部となる。

ついで図の左側の海外勘定は、前掲第24表に該当するものであるが、その受と払の差額から、対日援助を控除した海外純投資九百七十億円は資本勘定の支払側の一項目となる。さらにその資本勘定の総貯蓄を源泉とし、右の海外純投資と国内民間総資本形成の計、一兆二千百億円がまかなわれたのであつて、これが前掲第25表に示される資本勘定である。

| 勘定 (1) 国内生産 | |
|----------------------------|---------------------|
| 1.1 要素費用による国内総生産 (2.9) | 1.4 民間消費支出 (4.1) |
| 1.2 間接税 (5.7) | 1.5 一般政府消費支出 (5.1) |
| 1.3 控除 補助金 -(5.2) | 1.6 国内総固定資本形成 (3.1) |
| 1.7 在庫品の増加 (3.2) | |
| 1.8 財貨およびサービスの輸出 (6.1) | |
| 国内総生産および輸入に対する支出 | |
| 1.9 控除 財貨およびサービスの輸入 -(6.3) | |
| 市場価格による国内総生産 | |
| 国内総生産に対する支出 | |

ところで国民所得と支出の勘定における支払側の国民総支出は、政府勘定の財貨とサービス購入、個人消費支出、資本勘定の支払側にあらわされた資本形成の合計五兆三千二百五十億円となる。かくて図の中央に示されている国民総生産、国民総生産費、個人所得、国民総支出等の生産、分配、処分及び支出をめぐる国民所得循環が一応完了するのである。

第五節 国民経済計算の国連新方式について

すでに本章の冒頭にもふれたように、国連統計局は最近、後進諸国をふくめて国際比較のできる国民経済計算の基準案を作成したが、いづれ各国の意見を徴した結果をとり入れて、その最終案を一九五三年二月頃決定する模様である。そこでとりあえず右の基準案でしめされた新方式を紹介しておくこととしよう。

従来の国民経済計算の方式では、国民の経済活動を、生産、分配及び支出の三つの主要形態に区分し、このような活動の夫々に従つて、企業、家計、政府などの主要部門別に勘定を作成し、最後にこ

| 勘定 (3) 国内資本形式 | |
|---------------------|---------------------------------|
| 3.1 国内総固定資本形成 (1.6) | 3.3 固定資本減耗準備金 -(2.11) |
| 3.2 在庫品増加 (1.7) | 3.4 民間企業未分配利潤 (2.4) |
| | 3.5 家計および民間非営利機関からの純資本振替 (4.11) |
| | 3.6 一般政府からの純資本振替 (5.11) |
| | 3.7 受取られた純国際振替 (6.6) |
| | 3.8 純借入 -(4.14+5.15+6.9) |
| 国内総資本形成 | 国内総資本形成の資金 |

| 勘定 (2) 国民所得 | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 2.1 被傭者報酬 (4.5) | 2.9 要素費用による国内総生産(1.1) |
| 2.2 農業、自由業およびその他の非法人企業からの所得 (4.6) | 2.10 海外からの純要素所得支払(6.2) |
| 2.3 財産からの所得 (4.7) | 2.11 控除 固定資本減耗準備金 -(3.3) |
| 2.4 民間企業の未分配利潤 (3.4) | |
| 2.5 財産および企業経営からの一般政府所得 (5.5) | |
| 2.6 法人にに対する直接税 (5.8) | |
| 2.7 控除 公債利子 (5.6) | |
| 2.8 控除 消費者負債利子 (4.8) | |
| 国民所得 | 要素費用による国民総生産 |

| 勘定 (4) 家計および民間非営利機関 | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 経常勘定 | |
| 4.1 消費支出 (1.4) | 4.5 被傭者報酬 (2.1) |
| 4.2 直接税 (5.9) | 4.6 農業、自由業およびその他の非法人企業からの所得 (2.2) |
| 4.3 一般政府に対する経常振替 (5.10) | 4.7 財産からの所得 (2.3) |
| 4.4 勘定 (4.12) | 4.8 控除 消費者負債利子 (2.8) |
| | 4.9 一般政府からの経常振替 (5.8) |
| 所得の処分 | 家計および民間非営利機関の所得 |
| 資本調整勘定 | |
| 4.10 一般政府への純資本振替 (5.13) | 4.12 勘定 (4.4) |
| 4.11 国内資本形成への純資本振替 (3.5) | 4.13 受取られた純国際振替 (6.7) |
| | 4.14 純借入 -(3.8+5.15+6.9) |
| 支 払 | 受 収 |

れを国民所得（分配）と国民総支出とのバランスとして表示していたが、右の新方式では、家計、政府、海外の三つの主要個別部門についてそれぞれ経常勘定と資本調整勘定を設け、これらを総括するものとして国内総生産と国内総支出のバランス表及び分配（国民所得）と生産（国内総生産）のバランス表の二つの勘定を作成し、これによつて生産を仲介としての生産、分配、支出の三面バランスをしめしている。

かくして、新方式の最大の特徴は、生産と支出及び生産と所得の二つのバランスを頂点として、個人、政府、海外の三つの個別勘定にわけ、さらに、これらの個別勘定について資本調整勘定を加えているところであるといえよう。また、別に国内総生産については、相当くわしい産業別をとらえ、個人消費支出ではその詳細な商品別支出構成をしめしめる表を附している。なおさらには郡部勘定（rural account）の設定の必要性をとき、そのひな型をも表示している。

ところで、右の国連のしめした標準的な諸勘定は、第27表(1)-(6)に一括してかかげておいたが、従来の国民経済計算では、その総括勘定は国民総生産と国民総支出とのバランスとしてしめされ、それは当該国の居住者である国民の生産と支出のバランスを意味している。

第28表 国連新勘定方式の例解

A 総括勘定

| 勘定(1) 国内生産 | |
|-----------------|------|
| 要素費用による国内総生産 | 250 |
| 間接税 | 0 |
| 控除補助金 | △ 0 |
| | |
| 民間消費支出 | 70 |
| 一般政府消費支出 | 0 |
| 国内総固定資本形成 | 150 |
| 在庫品の増加 | 0 |
| 財貨及びサービスの輸出 | 100 |
| | |
| 国内総生産及び輸入に対する支出 | 320 |
| 控除 財貨及びサービスの輸入 | △ 70 |
| | |
| 市場価格による国内総生産 | 250 |
| 国内総生産に対する支出 | 250 |

| 勘定(2) 国民所得 | |
|---------------------------|-----|
| 被傭者報酬 | 250 |
| 農業、自由業及びその他 非法人企業からの所得 | 0 |
| 財産からの所得 | 0 |
| 民間企業の未分配利潤 | 0 |
| 財産及び企業経営からの 一般政府所得 | 0 |
| 法人に対する直接税 | 0 |
| 控除 公債利子 | △ 0 |
| 控除 消費者負債利子 | △ 0 |
| | |
| 国民所得 | 250 |
| 要素費用による国民純生産 | 250 |

勘定(5) 一般政府

経常勘定

- 5.1 消費支出 (1.5)
 5.2 補助金 -(1.3)
 5.3 家計への経常振替 (4.9)
 5.4 勘定 (5.12)
 経常収入の処分 _____
 経常収入 _____

資本調整勘定

- 5.11 国内資本形成への純資本振替 (3.6)
 5.12 勘定 (5.4)
 5.13 家計からの純資本振替 (4.10)
 5.14 受取られた純国際振替 (6.8)
 5.15 純借入 -(3.8+4.14+6.9)

支 払 受 取

勘定(6) 海外取引 (海外勘定)

経常勘定

- 6.1 貨物及びサービスの輸出 (1.8)
 6.2 国民への純要素所得支払 (2.10)
 海外からの経常受取 _____
 海外からの経常受取の処分 _____

資本調整勘定

- 6.5 経常勘定における国民剩余 (6.4)
 6.6 国内資本形成への純国際振替 (3.7)
 6.7 家計への純国際振替 (4.13)
 6.8 一般政府への純国際振替 (5.14)
 6.9 海外への純貸付 -(3.8+4.14+5.15)

受 取 支 払

B 個 別

| | (1) 家 計 | | (2) 政 府 | | |
|------------------|---------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|---------------|
| | (4) 経常勘定 | 直接税 120 貯蓄 30 | 被徴者報酬 150 (企業からの賃金) | 貯蓄 120 | 家計に対する直接税 120 |
| 消費支出 | 70 | 被徴者報酬 100 (企業からの賃金) | | | |
| 貯蓄 | 30 | | | | |
| 所得の処分 | 250 | 家計の所得 250 | 経常収入の処分 | 120 | 経常収入 120 |
| (口) 資本調整勘定 | (1) 家 計 | | (2) 政 府 | | |
| | 政府への純資本振替 20 国内資本形成への純資本振替 3 | 貯蓄 30 | 国内資本形成への純資本振替 117 | 貯蓄 120 家計からの純資本振替 20 | |
| 政府から借入 8 | | | | 純借入 △23 | |
| 政府へ貸付 5 | | | | 家計から借入 5 | |
| 企業へ貸付 10 | | | | 家計へ貸付 8 | |
| | 23 | 23 | 117 | 117 | |
| 国内資本形成への純資本振替 45 | 貯蓄 30 | 国内資本形成への純資本振替 20 | 受取られた純国際振替 20 | | |
| 受取られた純国際振替 15 | | | 純借入 0 | | |
| 純借入 0 | | | 海外から借入 0 | | |
| 海外から借入 0 | | | 海外へ貸付 0 | | |
| 海外へ貸付 0 | 45 | 45 | 20 | 20 | |
| 支 払 68 | 受 取 68 | 支 払 137 | 受 取 137 | | |

(註) B 個別勘定 (口) 資本調整勘定 (3) 企業の部分が第 25 表 (3) の資本バ

勘 定

| | (3) 企 業 | | (4) 海 外 | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------|
| | 貯 金 (家計へ) | 国内総資本形成 150 | 輸 出 100 | 輸 出 100 輸 入 70 国民の剰余 30 |
| 生産費 250 | 生 产 250 | 海外からの経常受取 100 | 海外からの経常受取 100 | |
| (3) 企 業 | (4) 海 外 | | | |
| | 国内総固定資本形成 150 | 家計からの純資本振替 3 政府からの純資本振替 117 純借入 30 家計から借入 10 政府から借入 20 | 150 | 150 |
| 国内総固定資本形成 0 | 家計からの純資本振替 45 政府からの純資本振替 20 受取られた純国際振替 50 家計への純国際振替 15 政府への純国際振替 20 純借入 △115 海外から借入 0 海外へ貸付 115 | 経常勘定における国民剰余 20 国民資本形成への純国際振替 50 受取られた純国際振替 50 家計への純国際振替 15 政府への純国際振替 20 純借入 △115 海外から借入 0 海外へ貸付 115 | 0 | 115 |
| 国内総資本形成 0 | 国内総資本形成の資金 150 | 受 取 115 | 支 払 115 | 115 |

ラシスに相当する。

のに反して、国連の新しい提案においては、総生産、総支出ないし資本形成などは、すべてある国の領域内におけるそれに限定していることにとくに留意すべきである。右の観点から、海外勘定では商品及びサービスの輸出入のみを考え、投資所得などのいわゆる海外よりの純所得はのぞかれているが、これは国内総生産、総支出などに、この所得が当然算入されていないことと対応する措置である。

さて次にこの新方式における各個別勘定及び総括勘定の相互関連をはつきり理解するために、仮定の計数をあてはめて一表にまとめてみると第28表の通りとなる。

この表では、国連新方式の勘定(1)と(2)を総括勘定、(3)～(6)を個別勘定とし、個別勘定は家計、政府、企業及び海外にわけ、さらにそれを經常勘定と資本勘定にわけてしめした。国連の場合には、企業について經常勘定ははぶかれてはいるが、ここでは勘定間の関連をわかりやすくするためにその勘定を加え、さらに原案における個別勘定は、海外との関連をよくみて經常勘定と資本調整勘定にわけてしているだけであるが、この表の場合は、夫々の勘定(經常及び資本勘定)についてまず海外勘定をぬいた各個別勘定のバランスと海外勘定に見合う各個別勘定のバランスとにわけてしめした。

なお総括勘定については、国連どおりの項目をすべてかかけたが、個別勘定では計数等の項目は煩雑になるので、すべて省略した。

さて、第28表の各勘定間の関連を計数を辿つて簡単に説明すれば次のとおりである。まず個別勘定(經常勘定)の企業部門をみると、この年の生産額は150である、うち150は国内に売上げられ、すべて資本形成にあてられたこと(貸方)、そしてこの資本形成150(つまり国内に売上げられた生産物の価値)が、どのように家計、政府の収支勘定に影響したかをしめしたものが、個別經常勘定の点線以上の部分である。すなわち右の一五〇の生産に要した費

用一五〇はすべて賃金に充当され、家計の所得になつたこと(借方)をしめし、それは家計勘定の貸方に転記される。一方家計所得の処分は借方にしめされ、その内訳は直接税110、貯蓄30となつていて、さらに政府は家計から直接税110を徴収し、これはすべて政府貯蓄になつたことが政府勘定にしめされている。

ふたたび企業勘定をみると、生産額150のうち100は輸出されたこと(貸方)をしめしており、その生産費はすべて賃金にあてられたこと(借方)がわかる。この輸出100の価値が家計、海外受払勘定にどのような影響をあたえたかは、個別經常勘定の点線以下の部分でしめされている。

右の個別勘定は一応二つの部分にわけて考察したが、これを合計したものが従来の個別勘定にあたり、それそれにしめされた項目を生産、分配、支出面にわけて総合すれば総括勘定が作成される。

ところで国連の新方式では、個別勘定のそれぞれの部門に資本調整勘定を加えているが、従来はこれによつて企業における勘定のみをしめし、これを資本勘定としていたわけである。

そこで、以下これらの点について表の計数をたどつて説明しよう。

資本調整勘定においても經常勘定と同じく、海外との関係をぬいた国内における資本形成のための資金の流れを追究した部分が点線の上部にしめされ、海外との関係におけるその資金の流れは点線の下部にあらわされている。

まず国内における右の資金の流れをみると、家計勘定の貸方に、經常勘定の個人貯蓄30(国内関係からうまれた貯蓄)と純借入△7との合計△3が、家計のこの年に消費にあてなかつた剩余金としてしめされ、かつ純借入額は政府からの借入△と政府及び企業への貸付の計△5との差額としてえられたものである。さらに家計勘定の借方には、右の剩余がどの部門に流れたか、すなわち△10が政府へ振替えられ、△3が企業へ振替えられたことがあらわされている。

つぎに政府勘定をみると、その貸方には、右の家計からの資本振替金二〇、政府の經常勘定の剰余(貯蓄)一一〇及び純借入△二三の合計一一七が計上されて、政府のこの年の剰余金を示し、一方この資金が企業の資本形成として全部企業へ振替えられたことがその借方にあらわされている。かくして企業の資本形成一五〇のための資金は、家計からの振替金三、政府からの振替金一一七及び純借入三〇の合計一五〇によつてまかなかわれたことが企業勘定の貸方にしみきれている。

つぎに、資本調整勘定の下部は、海外と国内各個別部門との関係において、資本形成のための資金がいかにまかなかれたかをあきらかにしているが、これは個別经常勘定の点線以下の部分、すなわち海外との関連における各個別勘定のバランスにおける貯蓄ないし剰余をここに転記し、これと海外との関連における資本形成のための資金の振替えとの貸借関係をしめたものである。結局この場合、企業の資本形成が皆無であつたのに見合つて、企業の資本形成のための資金源はプラス、マイナス相殺されて零となつてゐる。

さらに、右の資本調整勘定の、国内に限つた部分と海外との関連における部分とを合計したものが、各個別勘定の資本調整勘定をあらわし、従来の資本勘定はこの場合の企業の勘定に相当することはすでにふれたところである。

〔備考〕米国及び英國の国民经济計算方式等は概ね次のとくである。

〔1〕米国のインプット・アウトプット表については、米國労働省労働統計局の作成にかかる一九四七年のものがみられるが、その産業分類等は次の(1)に示した英國方式よりさざらに詳細である。

なお米国商務省の現行国民经济勘定をインプット・アウトプット方式に粗替えてみると第29表の通りである。

第29表 米国々民經濟勘定(1939年)(単位百万ドル)

| Output(売) | I 企 業 | II 海 外 | III 政 府 | IV 個 人 | V 资 本 | VI 合 计(貸) | VII 民 生 |
|----------------------------|----------|------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-----------|------------------|
| Input(買) | | | | | | | 總 量 |
| A 企 業 | — | — | a 0 | x 8,563 ×(在庫) 441 | 79,318 | — | — |
| B 海 外 | — | 1,123 政府 61 家計 484 | b 5,375 0 64 | 63,816 484 | 888 | 888 | — |
| C 政 府 | 11,672 | — | — | 3,047 | 1,867 | 17,270 | — |
| 個 人 税 等 | — | — | — | 2,440 | — | 2,440 | — |
| 會 社 利 得 税 | 1,462 | — | — | — | — | 1,462 | 1,462 |
| 間 接 税 | 8,365 | — | — | — | — | 0 9,365 | 9,365 |
| 社會保 险負 担 | — | — | — | — | — | 2,136 | — |
| 被 債 者 | — | — | — | 596 | — | 596 | — |
| 威 債 主 | 1,330 | — | c 199 | 0 11 | — | 1,540 | 1,540 |
| 補 助 金 - 政 府 事 業 | (-) 485 | — | 485 | — | — | 0 (-) 485 | — |
| 政 府 勘 定 上 の 漢 字 又 は 剰 余 | — | — | — | — | 1,867 | 1,867 | — |
| D 個 人 | 58,822 | 266 | 11,147 | 2,372 | — | 72,607 | — |
| 賃 金 條 紙 | 36,250 | 2 | d 7,343 | 0 2,150 | — | 45,745 | 45,745 |
| 被 債 社 会 保 险 負 担 | — | — | — | (-) 596 | — | (-) 596 | — |
| その他の勤労所得 | 431 | — | e 87 | 0 17 | — | 535 | 535 |
| 非 會 社 所 得 | 11,282 | — | — | — | — | 11,282 | 11,282 |
| 個 人 賃 賃 料 | 3,465 | — | — | — | — | 3,465 | 3,465 |
| 配 当 | 3,659 | 137 | — | — | — | 3,796 | 3,796 |
| 利 子 | 1. 3,284 | 2. 127 | 1,205 | 3. 801 | — | 5,417 | (1+2+3) 4,212 |
| 政 府 振 替 所 得 | — | — | 2,512 | — | — | 2,512 | — |
| 事 業 振 替 所 得 | 451 | — | — | — | — | 451 | 451 |
| E 貯 蓋 | 8,824 | 47 | — | 2,888 | — | 11,759 | — |
| 製 造 資 本 と 支 持 額 の 差 | 0 | — | — | — | — | 0 | — |
| 未 分 配 利 潤 | 1,162 | — | — | — | — | 1,162 | 1,162 |
| 在庫品評価調整 | (-) 714 | — | — | — | — | (-) 714 | (-) 714 |
| 統計上の不完全性 | 462 | — | — | — | — | 462 | 462 |
| 企業(民間)資本減額 | 7,914 | — | — | — | — | 7,914 | 7,914 |
| 諸機關借却 | — | — | — | 0 187 | — | 187 | 187 |
| 海外出先機關の利潤 | — | 47 | — | — | — | 47 | 47 |
| 個 人 貯 蓋 | — | — | — | 2,701 | — | 2,701 | — |
| F 合 計(売) | 79,318 | 888 | 17,270 | 72,607 | 11,759 | 181,842 | — |
| 國 民 總 支 出 | — | 888 (海 外) (海 外 純投資) | (a~e) 13,068 (政府支出 財貨用役) | (0+3) 67,466 (個人消 費支出) | (×) 9,004 (民間總資 本形式) | — | 90,426 |

(註) 本表は National Income, Supplement to Survey of Current Business, July 1947 による。

第三章 国民経済計算の構成

〔1〕 英国中央統計局の社会勘定方式は第30表の通りであるが、これは右記のとくに国連方式と多くの類似点をもつてゐる。なお国内生産、国民支出、国際收支、海外純投資の関係は次の如くである。即ち(B)の国際收支は(A)の国民経済計算を指標としているものであるが、それは国民所得と支出には(C)の如くもられる。その内容を稍詳細に示したのが(D)である。

第30表 英国国民经济勘定

| (A) 国民経済計算 (銀) | | | | | | | | | | (B) 国際収支 | | | |
|---------------------|------|--------------|------|------------------------|---|-----------------|---|-----------------|---|-----------------|---|-----------------|---|
| Sales by | | Purchases by | | Gross Domestic Product | | National Income | | Capital Account | | Current Account | | Capital Account | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 受 | 拂 | 受 | 拂 | 受 | 拂 | 受 | 拂 | 受 | 拂 | 受 | 拂 | 受 | 拂 |
| 生産勘定 | 個人勘定 | 企業利潤 分配勘定 | 資本勘定 | 海外勘定 | | | | | | | | | |
| 資本振替 (純輸入合 計) | | | | | | | | | | | | | |
| 要素費用 | | | | | | | | | | | | | |
| 貿易収支 (差超) | | | | | | | | | | | | | |
| 総入 | 財貨 | 100 | 50 | 50 | | | | | | | | | |
| 50 | 20 | 90 | 90 | | | | | | | | | | |
| 要要素費用 | | | | | | | | | | | | | |
| 資本振替 (純輸入合 計) | | | | | | | | | | | | | |
| 計(受) | 160 | | | | | | | | | | | | |
| 出 | | | | | | | | | | | | | |
| 財貨 | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | 40 | 90 | 90 | | | | | | | | | | |
| 要要素費用 | | | | | | | | | | | | | |
| 資本振替 (純輸入合 計) | | | | | | | | | | | | | |
| 計(拂) | 160 | | | | | | | | | | | | |
| (C) 国民所得と支出 | | | | | | | | | | | | | |
| 国内生産 100 | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | 40 | 90 | 90 | | | | | | | | | | |
| 国内資本成形 | | | | | | | | | | | | | |
| 外資投 | | | | | | | | | | | | | |
| 海外から得 た収支差 | | | | | | | | | | | | | |
| △10 | | | | | | | | | | | | | |
| 国民所得 90 | | | | | | | | | | | | | |
| 国民支出 | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | | | | | | | | | | | | | |
| (D) 国民所得と支出 | | | | | | | | | | | | | |
| 国内生産 100 | | | | | | | | | | | | | |
| 100 | | | | | | | | | | | | | |
| 国内資本成形 | | | | | | | | | | | | | |
| 輸出品の中間をと る輸出品による | | | | | | | | | | | | | |
| △10 | | | | | | | | | | | | | |
| 海外から得 た収支差 | | | | | | | | | | | | | |
| △10 | | | | | | | | | | | | | |
| 国民所得 90 | | | | | | | | | | | | | |
| 国民支出 | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | | | | | | | | | | | | | |
| 輸出 100 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 150 | | | | | | | | | | | | | |
| 輸除輸入 50 | | | | | | | | | | | | | |
| 海外から得 た収支差 | | | | | | | | | | | | | |
| △10 | | | | | | | | | | | | | |
| 国民所得 90 | | | | | | | | | | | | | |

第31表 英国のインプット・アウトプット表

| —産業部門間の取引 (Inter Industry Transactions, 1948) — | | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------|--------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|
| (単位:百万ポンド) | | | | | | | | | |
| Sales by | Purchases by | Gross Domestic Product | National Income | Capital Account | Current Account | Capital Account | | | |
| 受 | 拂 | 受 | 拂 | 受 | 拂 | 受 | | | |
| 1 農 林 水 產 菜 | … | — | 460 | 28 | — | 2 | 405 | 19 | 32 |
| 2 飲 食 物・煙 草 | 5 | — | 12 | 196 | 11 | 107 | 61 | 7 | 4 △3 |
| 3 飲 食 物・煙 草 | 66 | — | … | 6 | — | — | 9 | — | 35 |
| 4 そ の 他 の 製 造 業 | 84 | 73 | 125 | … | 340 | 60 | 390 | — | 1,329 |
| 5 建 設 | 15 | 20 | 7 | 70 | … | 3 | 103 | — | 20 |
| 6 電 気・ガス・水道業 | 9 | 6 | 13 | 107 | 3 | … | 45 | 195 | — |
| 7 そ の 他 の 製 造 業 (1) | 100 | 20 | 150 | 450 | 70 | 55 | … | 2,879 | 205 |
| 8 そ の 他 の 製 造 業 (2) | — | — | — | — | — | — | — | 449 | 69 |
| 9 輸 入 | 60 | 12 | 523 | 298 | 36 | 2 | 180 | 550 | 122 |
| 10 総 額 項 目 (5) | — | — | — | 19 | — | — | — | ▲ 80 | 35 |
| 11 財 貨 サービス (要 素 費 用) | 333 | 131 | 1,080 | 1,714 | 460 | 227 | 730 | 7,047 | 1,725 |
| 12 資 金 保 険 船 航 | 249 | 348 | 220 | 2,347 | 527 | 118 | 1,724 | 1,116 | 1,414 |
| 13 利 潤 手 球 価 値 収 | 374 | 41 | 280 | 1,075 | 128 | 85 | 1,529 | 320 | 490 |
| 14 純 金 金 | — | — | — | — | — | — | — | 1,345 | 33 |
| 15 総 費 用 | 956 | 520 | 1,580 | 5,186 | 1,110 | 430 | 3,983 | 1,436 | 495 |

(註) 1 本表は、National Income and Expenditure 1946-1951, Central Statistical Office, London; Her Majesty's Stationery Office, August 1952, pp. 24-25 による。

2 (1)は交通、通信、配給その他のサービス。(2)は公務、保健、教育、自己所有住宅、家事使用人及び非営利団体のサービス。

(3)は非営利団体を含む。(4)は財品評価調整額を含む。(5)最終購入者による完却金。(6)雇用者保険料負担等を含む。

〔註〕 英国方式では上の勘定のほか、財政経常勘定があり、資本勘定は個人と企業の勘定と財政勘定の二つに区分してあらわされている。従つて、社会勘定は全部で七つに分れている。

なお、生産勘定のほかに国民総生産と総支出の勘定がある。

第三章 国民経済計算の構成

(3) 民総支出は次のようにして導かれる。

- (1) 横列の12、13と縦列の1から8までの交叉点の計数は、産業部門別国民総生産（要素費用による）を示す。
- (2) 横列の15と縦列の9から12邊の合計に、横列の15と縦列の13との交叉点の輸出額一、九五八と海外からの受取所得四〇一を加えたものから、横列の9と縦列の14の交叉点の輸入額二、一九六に海外への支払所得二〇九を加えたものを差引いたものは、国民総支出（要素費用による）一一〇、三六八一である。

- (3) 横列の12、13、14と縦列の14の交叉点の計数に海外からの純所得一九二を加え、これから在庫品評価調整額三〇〇を控除したものは、国民所得と資本減耗の計すなわち国民総生産となる。なお右の(1)と(2)をバランスさせたものは社会勘定の総括表である国民総生産勘定をあらわす。
- (4) 横列11と縦列の1～8までの計数は中間生産物を示す。

第四章 国民所得概念における特殊項目

以上の各章で国民所得の概念や国民経済計算の構成について説明したが、さらに国民所得概念上むずかしいといわれている特殊項目をとりあげて、その意味を明かにし、それらの項目と国民経済計算との関連を説明しよう。

第一節 婦属利子

分配国民所得の一構成項目である個人利子所得に、通常婦属利子というものをふくめていることは前に述べた通りであるが、この概念は極めて新しく一般にわかりにくいとされているので、ここにあらためてそれは如何なる意味のものであるか考えてみよう。

銀行に例をとつてみると、銀行の機能は、通常、個人や法人の所有する預金を預つてこれを管理し、他の企業に投資運用することである。その結果発生した投資所得は、銀行の収入となるが、まずその一部は銀行の預金者に貨幣利子として支払われ、残余の利鞘は銀行の資金或いは利潤等となるのである。

この場合、婦属利子という概念を考慮にいれないときの国民所得は、企業で発生し銀行の投資運用收入となつた投資所得のみとなる（この例では簡単にため投資所得以外の企業の附帯した貯蓄等の所得を無視した）。ところが銀行がその投資運用收入の一部を預金者（以下においては預金者を個人のみと仮定する）に貨幣利子として支払い、その残

余を銀行に留保する事実に注目して銀行の機能を考へて見ると、それは、銀行が預金者に、その預金を管理運用するサービスを無償で与えているという機能をもつてゐると言えう。すなわち銀行が預金者に右の無償サービスを与える代償として、投資所得の一部を銀行に留保するものとみなしうるのである。

このことを預金者の立場で考えて見ると、銀行のうる投資所得は、元來そのまま預金者の所得であつて預金者に支払われるべきものである。しかし現実には、無償サービス相当部分は利子として支払われない。これは預金者が銀行から預金の管理運用というサービスの提供をうけているからだともいふ。

すなわち預金者は無償サービス相当部分の利子を一度自分の利子として貰つて、これを銀行からの無償サービスの購入に支払つたとも觀念できるのである。このような考え方に基いて、銀行の預金者にたいし無償であったへるサービスのことを帰属サービスといふ。またこのサービスに見合つて発生した利子のことを帰属利子といふのである。

このように非現金取引概念を銀行の取引に導入するわけは、これによつて銀行の全機能が、計数であらわされた取引として明瞭となり、国民经济計算体系をよりよく仕組みうるからである。

帰属利子は、銀行の投資運用收入から支払利子を控除して評価されるものであるが、このような帰属利子を考えに入れた場合の分配国民所得は、他の企業部門で附加され銀行の收入となつた投資運用所得のうち、(1)預金者に貨幣利子として実際に支払われた分及び銀行の生産諸要素の賃金、利潤となつた分と(2)実際には個人の預金者には支払われないが、銀行の預金者に与えた無償サービスに見合つて発生し、預金者の所得として預金者に帰属するものと考えられるいわゆる帰属利子との合計からなり、帰属利子を考慮にいれない場合の国民所得こととなつて、投資運用所得のうち貨幣利子として支払われた以外の所得、すなわち(1)の後段と(2)のものとが二重に計算されることになるのである。

いまこの関係を具体例についてみよう。まず第32表(1)は貨幣取引のみについての銀行業の損益計算であるが、その益の側はサービス売上一〇(企業へ)、預金の投資運用所得すなわち受取利子配当一〇〇(企業から)、計一一〇となり、その損の側は費用一五(企業からの購入)、賃金五〇(個人へ)、支払預金利子五(個人へ)、利潤三〇、計一一〇となつてバランスしている。

これから同表(2)の如く、その発生所得(附加価値)を計算すると、銀行業は右に考えられたような帰属サービスを実際に提供(生産)しているにもかかわらず、△一五となつて、あきらかに矛盾していることがわかる。かかる不合理をなくするために、前記の帰属利子が考えられるわけである。

そこで、その帰属利子を導入したバランスは同表(3)のことくなつて、その附加価値は、サービス売上としての現金サービス売上一〇と帰属サービス九五の計一〇五から費用一五を控除した八〇となり、また賃金支払五〇、預金利子としての貨幣利子五と帰属利子九五から受取貨幣利子一〇〇を引き、利潤三〇を加えた八〇とバランスする。

ところで、銀行の預金は現実には法人と個人の両者からなるから、以上にのべた帰属利子は、法人及び個人の両者に対する無償サービスから発生するものと考えられる。しかし法人に対する分は企業のコスト・サービス、すなわち原材 料類似の費用とみなされるので、最終生産物としては個人分のみで、これが冒頭にのべた、個人の預金者が銀行からうける無償サービスに伴つて発生する帰属利子となるのである。また、この無償サービスの個人分は、帰属サービスとして個人支出や国民総支出のうちの個人消費支出の一項目となるのである(第32表(5)、(7)参照)。

さらにこの帰属利子をとり入れた企業及び銀行の損益バランス、ならびに個人の收支バランスから、国民所得の三系列、すなわち生産、分配、支出の各所得を計算してみると同表の(6)、(7)、(8)となる。